



茨城県

平成25年

# 茨城県サービス業調査結果報告書

平成27年7月

茨城県企画部 統計課

# — 平成25年茨城県サービス業調査結果報告書の構成 —

<b>I 調査の概要</b> .....	1
<b>II 利用上の注意</b> .....	3
<b>III 結果の概要</b>	
(1) 年間売上額 .....	5
(2) 売上先地域 .....	8
<b>IV サービス業調査統計表一覧</b>	
第1表～第4表 .....	10
<b>V 参考資料</b>	
調査票, 記入の手引き .....	15

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

茨城県サービス業調査は、茨城県に所在する事業所におけるサービスの茨城県と他の都道府県間との取引状況を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

当該調査は、茨城県統計条例(平成20年茨城県条例第45号)に基づき実施した。

## 3 調査の期間

調査の周期は1回とし、平成26年8月において、平成25年1月1日から同年12月31日までの1年間について行った。

## 4 調査対象等

### (1) 調査対象

調査の対象は、茨城県内に所在する事業所とし、経済センサスー活動調査の結果から作成した母集団情報名簿のうち、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに係る事業所のうちから、茨城県企画部統計課が別に定めるもの(以下「調査対象事業所」という。)について行った。

大分類Gー情報通信業

大分類Kー不動産業・物品賃貸業

大分類Lー学術研究・専門・技術サービス業

大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)

(2) 調査対象事業所数 合計1,000事業所

情報通信業 78

物品賃貸業 82

専門・技術サービス業 376

サービス業(他に分類されないもの) 464

## 5 調査の方法

茨城県企画部統計課が郵送又はインターネットの利用により配布する茨城県サービス業調査票(様式第1号。以下「調査票」という。)により行った。

## **6 調査事項**

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 従業者に関する事項
- (3) 事業名及び事業内容に関する事項
- (4) 事業別年間売上額に関する事項
- (5) 決算期間

## **7 調査票の審査入力**

- (1) 調査票の審査

茨城県企画部統計課の職員が、全調査事項の記入漏れの補完、調査票内の突合等により審査を行った。

- (2) 調査票の入力及び集計

茨城県企画部統計課の職員が、入力集計を行い統計表を作成した。

## **8 有効回答率**

70.9%

## Ⅱ 利用上の注意

1 この調査は標本調査であり、この報告書に掲載した数値は有効回答調査票の単純集計値である。

### 2 分類について

日本標準産業分類（平成19年第12回改訂）の中分類及び小分類により分類・表記している。

### 3 用語の定義について

#### ①調査対象事業所数

調査対象として抽出した事業所数，調査開始前の計画数をいう。

#### ②調査対象実数

①から，調査不能事業所数（③）を除き，最終的に調査した事業所数をいう。

#### ③ 調査不能事業所数

調査票を発送した後，宛先不明や業種変更，事業所の廃業，休止，統廃合，県外移転等が判り，調査対象として適切ではないと判断した数。

#### ④ 有効回答事業所数

②から提出された回答票のうち，全ての照会事項に適切に回答していた数，全回答数から無効回答数（⑤）を除いた数。

#### ⑤ 無効回答数

②から提出された回答票のうち，白紙回答や照会項目の一部しか記入していない等，集計が不可能な回答の数。

#### ⑥ 年間売上額

平成25年1年間に事業所が提供したサービスの対価として支払われた額をいう。

#### ⑦ 県内・県外・国外への年間売上額

サービスの直接の提供先が所在する地域によって区分した。

### 4 各表の数値について

各表の数値は，原則として単位未満を四捨五入している。但し，総数と内訳の和を一致させるため，単位未満の値が小さい項目により調整をしている場合がある。

## 5 統計表の中の記号について

統計表の中で使用している記号については、以下の意味で使用している。

「0.0」…単位未満

「空欄」…該当数値なし

「×」…そのまま記載すると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所

## 6 問い合わせ先

この報告書の内容に関する問い合わせは下記にお願いします。

茨城県企画部統計課 企画分析グループ TEL：029—301—2632（直通）